

第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画

1 趣旨

第29回全国障害者スポーツ大会(以下「全スポ」という。)の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

2 養成対象

競技役員(審判員・運営員)、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

3 業務分担

- (1) 競技役員(審判員・運営員)および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 全スポの競技会係員及び競技会補助員については、県が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村が連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

4 養成方法

(1) 競技役員(審判員・運営員)の養成方法については、次のとおりとする。

- ① 県内講師による県内講習会
- ② 中央及びブロック競技団体講師による県内講習会
- ③ 中央及びブロック競技団体主催の講習会への派遣
- ④ 中央及びブロック競技団体主催への大会への派遣

(2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。

- ① 県内講師による県内講習会
- ② 中央及びブロック競技団体講師による県内講習会

5 養成スケジュール

年度/開催前年				R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
区分/養成方法/養成団体				6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得、資格維持、資質向上							
	運営員	要資格運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得、資格維持、資質向上						
		その他の運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	養成、資質向上						
競技補助員		県内講習会	競技団体	養成、資質向上							
競技会係員		県内講習会	県	養成							
競技会補助員		県内講習会	県	養成							

6 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況を踏まえて毎年見直しを行う。